

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和元年度瑞穂町子ども・子育て会議（第2回）	
開 催 日 時	令和元年7月30日（火）午後6時30分から午後7時20分まで	
出席者及び 欠 席 者	【出席者】委員10名、事務局4名、委託会社2名、社会教育課推進係2名 合計18名 【欠席者】委員2名	
次 第	1 開 会 2 あいさつ 3 協議事項 (1) 子ども・子育て支援事業計画4カ年進捗状況等管理票及び第2期支援事業計画策定について (2) 新・放課後子ども総合プランについて（社会教育課推進係より） (3) 瑞穂町長期総合計画審議会委員の推薦について (4) 今後のスケジュールについて 4 閉 会	
傍 聴 者	0名	
配 布 資 料	当日配布 ・次第 ・資料1 瑞穂町子ども・子育て支援事業計画＜骨子案＞ ・資料2 支援事業計画第3章関係資料 ・資料 新・放課後子ども総合プランについて	
会 議 内 容 (主な意見等を原則として発言順に記載。)	1 開 会 2 あいさつ 3 協議事項 (事務局) (委託会社) (事務局)	瑞穂町子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づき、委員の半数以上の出席により、会議は成立。 <u>(1) 子ども・子育て支援事業計画4カ年進捗状況等管理票及び第2期支援事業計画策定について</u> 本日は、第2期子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）策定業務を委託する委託会社に出席いただいている。 自己紹介。 事前送付資料である4か年の進捗状況等管理票は、各項目の所管課において、内容の確認及び修正のうえ作成した。また、令和元年31年6月までの状況による数値や文言の修正は赤字で記載している。

この管理表の数値とニーズ調査の数値をもとに、計画第4章の「計画の基本的事項の見込みと確保策」、第5章の「計画の体系」を策定する。第5章では、可能な限り担当課職員が本会議に出席し、委員の皆様からのご意見やご質問にお答えできるようにしたいと考えている。

続いて、資料1は、現行計画の目次に基づいた、第2期計画の骨子案。

- ・第1章から第3章：町施策としての総論。
- ・第4章：記載が必須である、子ども・子育て支援法第59条「地域子ども・子育て支援事業」で、現行計画P43（1）からP50（13）の事業。
- ・第5章：記載は任意だが、次世代育成支援行動計画（後期計画）からの引継ぎ施策の構成を記載しており、第2期計画でも掲載する。
- ・第6章：計画の推進や進捗管理手法を掲載する。

資料1裏面の参考1について、国が「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の改正を決定し、計画見直しの際に（1）から（4）の事項を追記するように定めた。現在は案として区市町村に示されているが、詳細等については8月上旬に内閣府から公表予定である。

参考2について、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「区市町村による貧困対策計画」の策定が努力義務になった。この政令は9月までに施行予定だが、区市町村での計画見直しの時期であるため、第2期計画に貧困対策の計画を位置づけてよいとされていることから、計画第5章の第5節に「子どもの貧困対策」を追加しようと考えている。詳細等は、今後東京都から通達が来る予定である。

資料2はニーズ調査結果の分析等により作成する。P1の参考①から③は現在と平成28年を比較したもので、このような形で表を作成したい。また、P6は現行計画P22を平成31年の数値で作成したものである。P11⑥の「平成26年」を「平成31年」に訂正願いたい。

今後、委託会社と作成した案や資料等により、皆さまか

	<p>(委員)</p> <p>(子育て応援課長)</p> <p>(会長)</p> <p>(子育て応援課長)</p> <p>(委員)</p> <p>(子育て応援課長)</p> <p>(委員)</p> <p>(子育て応援課長)</p> <p>(社会教育課 推進係長)</p>	<p>らご意見をいただきたい。</p> <p>子どもの貧困対策について、実施しているものや実施予定のものはあるか。</p> <p>町長の公約にもある、ひとり親支援として本年度に4つの施策の実施を開始したが、貧困対策にもつながる施策である。</p> <p>① ひとり親施策についてのリーフレットの作成 8月に実施する児童扶養手当現況時に配布し周知</p> <p>② 学校給食無償の範囲拡大</p> <p>③ 乳がん検診の無料受診</p> <p>④ ひとり親家庭ホームヘルプサービス 家事・援助等のサービス（受けるためには条件あり）</p> <p>ひとり親家庭ホームヘルプサービスについて、具体的な業者等は決定しているか。</p> <p>6月に3つの町内事業所を契約しており、3事業所からヘルパーを派遣する。</p> <p>貧困対策について、子育てや生活が厳しい若い年代の家庭もあると思うが、ひとり親支援施策にあたるものは対象にならないのか。</p> <p>現在は対象外である。</p> <p>現行計画に「ひとり親家庭の自立支援」とあるが、そこにあえて「子どもの貧困対策」を追加するのであれば、そのための対策も実施してもらいたい。</p> <p>国から具体的に示されるものもあるため、町の状況や実施できること等、検討を進めていく。</p> <p><u>(2) 新・放課後子ども総合プランについて（社会教育課推進係より）</u></p> <p>現在町では、小学生の放課後児童対策として、社会教育課推進係が担当する「放課後子ども教室」をはじめとした事業を実施している。国が平成26年度に策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成27年度に「放課後子ども総合プラン瑞穂町行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定し運用している。行動計画には目標事業量、その他6項目の内容を盛り込んでいる。平成30年度に国</p>
--	---	--

	<p>(推進係主事)</p>	<p>が5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、市町村の行動計画の中に盛り込むべき内容として、従来の7項目に3項目を新規追加するように示している。それに従い、町の行動計画を今年度中に改定する必要があるため、本会議で意見をいただきながら進めたい。</p> <p>現行動計画の目次5「具体的方策、目標等」の(1)から(7)までが、従来の盛り込むべき7項目となっている。</p> <p>P8の5「具体的方策、目標等」</p> <p>(1) 学童保育クラブの目標事業量</p> <p>平成26年度の確保量315人、町内小学校区の整備状況100%、目標である平成31年度は確保量371人、整備状況100%。町内の全小学校区に学童保育クラブの設置が完了している。</p> <p>(2) 一体型の学童保育クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量</p> <p>一体型と呼ばれる、放課後子ども教室と学童保育クラブを一体的に実施するという目標の策定が義務付けられたため、記載した。平成26年度は0箇所だが、平成31年度に一体型として4箇所と目標を立てている。現在のところ実施回数は少ないが、全5校で一体型を実施している。</p> <p>(3) 放課後子ども教室の整備計画</p> <p>平成26年度で全5校実施のため100%とした。平成31年度も100%とし、この事業を継続していく。</p> <p>(4) 学童保育クラブと放課後子ども教室の一体的な連携による実施に関する方策</p> <p>放課後子ども教室を実施する時間帯において両事業の従事者・参加者の協力のもと、企画段階から連携することが必要。現在は、事務局である子育て</p>
--	----------------	--

て応援課の学童保育クラブと連携し、スケジュール等の確認をしながら学校と調整をしている段階である。

(5) 小学校の余裕教室の活用

東京都教育委員会では全小学校への特別支援教室設置を進めるようにとのことだが、余裕教室の活用について具体的な検討を進めることが難しい状況にある。学校施設に余裕が出た場合、また他の公共施設の利活用について、今後も継続して検討していきたい。

(6) 学童保育クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携

この資料は平成28年作成のため、学童保育クラブの実施主体事務局を福祉部福祉課と記載しているが、現在は福祉部子育て応援課である。子育て応援課と、放課後子ども教室の主体である社会教育課が、定期的実施状況や課題等の情報を確認し、放課後子ども教室の参加後に学童保育クラブにも参加することが難しくないように調整を図っているところである。

(7) 地域の実情に応じた学童保育クラブの延長

平成28年に、開所時間を午後7時まで延長している。今後、事務局と調整を図り、行動計画に反映させていきたい。

国通知のP5(2)「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に10項目記載されているが、放課後子ども教室の補助金を受けるためには、現在の7項目をこの10項目にする必要がある。⑦⑨⑩の3項目を新規追加し、①から⑥と⑧の7項目とともに5年後に向けて達成されるべき目標事業量を検討する。

本通知は約1年前の通知だが、東京都の改定作業を待つ

		<p>て、3項目を新規追加することになった為、改定作業がこの時期になった。各市町村とも秋頃から改定作業を始める予定であり、現在はどのように記載するのか、東京都に確認しているところである。</p> <p>本日の会議でご意見をいただき、また子育て応援課に改定に係る資料の提供や意見照会等を行いながら、社会教育課で修正する。その後、この会議で再度ご意見をいただいたうえで、町の内部手続きを経て年明け頃までに確定させたいと考えている。</p> <p>(会長) 本日配布の資料であるため、現段階で内容の理解や質疑等をするのは難しい。委員が意見等を言えるようにするなど、どのように進めていくのか、整理してほしい。</p> <p>(推進係主事) 進め方を再度確認する。</p> <p>(委員) 行動計画P8「一体型の目標事業量」について、どのような形で一体型となっているのか。</p> <p>(推進係主事) まだ試験的ではあるが、全5校で実施している。</p> <p>内容については、放課後子ども教室に登録している学童を利用する児童が、放課後子ども教室に1時間から1時間半ほど参加した後、学童に参加するというものである。学童では、低学年はフリースペースと呼ぶ、迷路やお絵かきなど低学年でも楽しめるような工夫をして実施している。3、4年生以上はパソコン教室として、パソコンで遊べるような内容を実施し、過ごしてもらっている。</p> <p>(委員) 2つを一緒に実施するのではなく、放課後子ども教室に参加後、自分が登録する学童に行くことで一体型ということか。</p> <p>(推進係主事) その通りである。</p> <p>(委員) 一体型が4か所とあるが、一小から五小で実施であれば、5箇所ではないのか。</p> <p>(推進係主事) 4か所は目標値であり、平成28年に目標設定する際にすでに3箇所を実施できていた。</p> <p>例えば、一小では、同じ校庭内に生涯学習センターがあり、1階と3階で学童と放課後子ども教室を実施し、三小も学校内で実施できていた。四小は、西松原側の学童が五小に比べて近いことから、東京都から一体型としてみると</p>
--	--	--

		<p>ということだった。行動計画では、実施している3箇所から1箇所を追加した4箇所として目標値を高く設定した。</p> <p>しかし、その後に三小が2箇所から1箇所になったため、再度東京都と見直しをする必要がある。</p> <p>(委員) 今までも、学童に遅れる場合は連絡をすれば、放課後子ども教室の参加後でも学童に参加できたと思うが、実施できていても新たに明記しなければならないのか。</p> <p>(推進係主事) その通りである。先ほどの国通知のとおり、従来は文部科学省が放課後子ども教室を、厚生労働省が学童を、それぞれ実施していたものを、今回一体的に実施するというのがこの新行動計画である。</p> <p>(委員) では、放課後子ども教室に参加後、遅れて学童に参加できるというのを整備するプランということで理解してよいか。</p> <p>(推進係主事) その通りである。児童が帰宅してから一人である時間ができるだけ短くなるよう考えている。放課後子ども教室の参加後は学童に参加できないというような自治体もあり、垣根を越えて連携するというのが一体型という進め方である。</p> <p>(会長) できあがったものに対して委員たちが意見を出すのか、計画の改定にあたり、委員たちはどのように関わればよいか。</p> <p>(推進係主事) 事務局を通して、または会議に出席し、委員の意見や質問等に回答させていただきたい。また、事務局である子育て応援課の学童保育クラブと、プランや新規追加の3項目について調整しながら修正する。修正後には、再度委員のご意見をいただき、完成させる。本年度中に改訂作業を完了させたい。</p> <p>(委員) 国通知P5の10項目のうち、7項目は町で、3項目はアイデアがあれば意見をもらいたいということか。</p> <p>(推進係主事) 7項目は現行の行動計画にすでに記載されており、3項目については社会教育課でも情報がないものもあるため、子育て応援課に照会しながら進める。社会教育課の作成案を示させてもらい、それに対して意見をいただきたい。</p> <p>(委員) 行動計画P10(7)「開所時間の延長」について、平</p>
--	--	---

	<p>(推進係主事)</p> <p>(委員)</p> <p>(推進係主事)</p> <p>(会長)</p> <p>(子育て応援課長)</p> <p>(事務局)</p>	<p>成31年度までにおいても、引き続き開所時間の延長を行って行く予定とのことだが、意見などでは、夏休みの8時半開所は難しいとある。自身も仕事をしており、8時45分始業で現在の保育園でも難しいのに、8時半の開所は厳しい。</p> <p>現行の行動計画の(7)は国の新指針では(8)になる。項目名については同様だが、学童保育クラブの担当は子育て応援課である。</p> <p>担当は、放課後子ども教室が社会教育課、学童保育クラブが子育て応援課ということか。</p> <p>全国的に学童保育クラブと放課後子ども教室とが連携できていない部分もあることから、国から計画改定の通知があった。社会教育課は補助金を受けるため、現行の7項目を修正等したものを含めて10項目を策定する。学童保育クラブについては、平成28年に調整しながら記載しており、今回も事務局と調整しながら検討していく。</p> <p>現実に即してない事情や情報があれば、積極的に出してもらえればと思う。</p> <p>今の質問は学童保育クラブの朝の開所時間についての質問のため、放課後子ども教室とは別になる。支援事業計画の中に学童保育クラブのニーズ量や定員の確保状況等を盛り込んでいるため、支援事業計画の協議でご意見をいただきたい。現在指導員が非常に少ないため、現時点では対応できるか回答できないが、いただいた意見を踏まえて協議しながら進めていく。</p> <p><u>(3) 瑞穂町長期総合計画審議会委員の推薦について</u></p> <p>7月16日付で瑞穂町長から会長宛に、町の長期総合計画審議会委員の推薦依頼をいただいている。担当は町の企画部企画課企画係で、令和3年度から12年度までの10年間を計画期間とする、町の将来図を示したまちづくりの計画である長期総合計画の策定期間となっている。現行は第4次が施行され、第5次策定のため、長期総合計画審議会条例に基づき審議会を設置するにあたり、審議会委員を募集している。公共的団体等の所属の中から1名推薦する</p>
--	---	--

		<p>ため、子ども・子育て会議委員の中から1名推薦してほしいと依頼を受けた。</p> <p>会議の内容は、18名で委員会を構成し、時間は夜18時または19時から、年10回程度開催する予定である。委員報酬は1回につき8,000円を見込んでいる。この会議から推薦をお願いしたい。</p> <p>(会長) ぜひ立候補頂きたいが、どなたかいるか。</p> <p>(事務局) 長期総合計画の策定に関する事項についての調査や審議を行う。今年度の支援事業計画と同様に、長期総合計画も町民に対してアンケート調査を実施し策定する。</p> <p>(会長) 本日欠席の副会長に声をかけ難しければまた個別に声をかけさせていただく。</p> <p><u>(4) 今後のスケジュールについて</u></p> <p>(事務局) 次回の第3回会議は、9月13日(金)の午後6時30分から、本日と同じ会議室を予定している。事前に通知を送付する際に、一年間のスケジュールも送付できればと思う。</p> <p>(委員) 本日は当初と違う予定であり、本日配布の資料では意見を出すことができないため、事前に送付してもらいたい。</p> <p>(委員) 事前に資料の送付があれば、それについて協議し、変更があれば事前連絡や資料送付してもらいたい。今回送付された資料に対しては、資料を読んできており、意見を出したいと思って出席している。</p> <p>(子育て応援課長) 次回協議する部分を読んできていただき、会議はその部分協議する。その際に、例えば支援事業計画の基本目標の第3節は社会教育課の事業であるため、社会教育課の担当を出席させ、疑問等に回答できればと思う。今後は、事前にどの部分を読んできてもらいたいのか、通知する。</p> <p>(委員) その場合は、目を通しておく部分や、要望や疑問の提出期限等を通知してもらえると、会議時に回答が得られるのではないか。</p> <p>(子育て応援課長) 今後はスケジュール等も含め、そのような案内をする。</p>
4	閉会	